

令和8年度

福知山市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金

想定される質問とその回答集

【新制度・給湯機器補助】

- **申請書提出期間** 令和8年6月29日(月)～ 令和9年1月15日(金)
- **請求書提出期間** 申請者が交付決定通知書を受領した時 ～ 令和9年2月9日(火)
- **事業期間が2年度に渡る場合の事業開始承認申請期間** : 令和8年12月11日(金)まで
- **2年度事業の開始が承認された場合の申請書提出期間** : 令和9年度の定めに従う

■ **申請・問合せ先** : 福知山市エネルギー・環境戦略課 (福知山市役所4階)

■ TEL : 0773-48-9554(直通) E-mail : enekan@city.fukuchiyama.lg.jp
〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1

※ 10kw以上の太陽光発電設備を設置される場合は、固定資産税の課税対象となり、償却資産の申告が必要です。

※ 税に関する問合せ先 : 福知山市税務課 TEL : 0773-24-7025

令和8年6月

福知山市

【制度概要】p4

- Q1 : 「新制度」「給湯機器補助」とは、それぞれ何か？
- Q2 : 新制度に申請するには、太陽光発電設備と蓄電池に加えて、給湯機器も同時設置が必要か？
- Q3 : 太陽光発電設備のみの設置でも補助金を申請できるか。
同様に、蓄電池のみ、給湯機器のみの設置でも補助金を申請できるか？
- Q4 : 審査の結果、新制度(太陽光・蓄電池)の補助が不交付となった場合でも、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの補助要件を満たしていれば、給湯機器部分だけは交付されるのか？
- Q5 : 福知山市・京都府・国の他の補助金との併用はできるか？

【申請方法】p6

- Q6 : 申請方法にはどのようなものがあるか？ 郵送申請や電子メールでの申請は可能か？
- Q7 : 委任を受けた事業者が、本人の代わりに申請書類を提出してもよいのか？
- Q8 : 福知山市内の自らが居住する住宅に設備を導入する場合や、福知山市内の補助金対象設備付新築住宅を購入して自らが居住する場合において、施工事業者の制限はあるか？ 契約の相手方は福知山市内の事業者である必要があるか？
- Q9 : 事前申請は可能か？ 「(1)書類は提出したが、審査の過程で不備が見つかり、その不備を申請書提出期限(令和9年1月15日(金))までに修正できなかった場合」や「(2)一部の書類が申請書提出期限(令和9年1月15日(金))に間に合わなかった場合」はどのような扱いになるか。
- Q10 : 事業着手時期に関する制限が異なるのはなぜか？

【新制度の要件】p7

- Q11 : 「固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと」が要件になっているが、そもそも「FIT制度」及び「FIP制度」とは何か？
- Q12 : FIT制度やFIP制度を活用した売電をしてもよいのか？
「してはいけない」という回答の場合、FIT・FIP制度を利用しない売電もできないのか？
- Q13 : 太陽光、蓄電池、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの「同時設置」というが、どの程度短期間のうちに契約が締結される必要があるか？
- Q14 : 蓄電池及び給湯機器の補助対象経費の計算に算入される「工事費」には、どこまでが含まれるのか？
また、補助対象経費に消費税を含む税部分は含まれるか。
- Q15 : (1)遊休地に設置する野立ての太陽光発電設備、(2)建材一体型太陽光発電設備、(3)ソーラーカーポートを設置した場合なども対象となるか？
- Q16 : 家庭用蓄電池(20kwh未満)の価格について、令和6年度までは「14.1万円/kwh以下」という要件が有ったと記憶している。令和7年度からこの要件は無くなったのか？

【補助対象経費の計算方法】 …p9

- Q17 : 請求書において「各補助設備単体の工事費」ではなく、「太陽光発電設備と蓄電池の両方の設置に係る工事費」として請求が行われている。このような場合、どのように補助対象経費を算出するのか？
- Q18: 請求書において、「各設備ごとの値引き」ではなく「全体に対する一括値引き」が行われている。このような場合、どのように各補助対象経費を算出するのか？
- Q19 : 見積書や請求書において、「値引き」が特定の設備の費用に集中した結果、ある設備の導入費が書類上0円となっている（例：給湯機器の導入費が全額値引きされている）。このような場合でも、当該設備に係る補助金を申請できるか？

【申請書類】 ……………p11

- Q20 : 提出書類『納税証明書』について、こういった種類の納税証明書を取得すればよいか？
- Q21 : 提出書類『納税証明書』について、「本市に転入して間がない場合は、転入前の市町村での税の滞納がない証明書」との記載があるが、福知山市に引っ越しして何か月以内であれば、転入前の市町村での税の滞納がない証明が必要というような取り決めはあるのか？
- Q22 : 『交付申請書』について、「申請額合計」の計算が複雑でわからない。
- Q23 : 『交付申請書』について、「住宅用蓄電設備」の型式名は、本体型式とパッケージ型式のどちらを記入すればよいか？
- Q24 : 提出書類 14『(1)系統連系承諾書 + 発電量調整供給契約申込書 又は (2)電力受給契約確認書 のいずれか一方』について、太陽光発電設備で発電した電気は、非 FIT・非 FIP で売電するのではなく、全量自家消費する予定である。(1)と(2)のいずれの書類を提出すればよいか？

【制度概要】

Q1：「新制度」「給湯機器補助」とは、それぞれ何か？

以下のとおりです。詳細については申請の手引きもご参照ください。

自家消費型（FIT 売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業 （新制度）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「FIT・FIP 制度の認定を取得しないこと」等の要件 （個別事業者への非 FIT・非 FIP 売電は可能） ➤ 事後申請制（※原則、事業着手日が令和 8 年 5 月 26 日以降の設備のみ対象）
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業 （給湯機器補助）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記「新制度」の任意追加項目 ➤ 新制度の申請者で、さらに給湯機器も同時設置する者が、任意で同時申請可能 ➤ 事後申請制（※原則、事業着手日が令和 8 年 5 月 26 日以降の設備のみ対象）

Q2：新制度に申請するには、太陽光発電設備と蓄電池に加えて、給湯機器も同時設置が必要か？

いいえ。給湯機器の設置及び補助申請は、必須ではなく任意です。太陽光発電設備と蓄電池を同時設置していただければ、新制度に申請できます。

Q3：太陽光発電設備のみの設置でも補助金を申請できるか？

同様に、蓄電池のみ、給湯機器のみの設置でも補助金を申請できるか？

いいえ。各設備の単体設置に対する補助金をご用意がありません。「太陽光発電設備・蓄電池の 2 点同時設置」又は「太陽光発電設備・蓄電池・給湯機器の 3 点同時設置」のみが対象となります。

本制度はあくまで「太陽光発電設備・蓄電池同時設置補助金」であり、給湯機器補助はその任意追加補助だからです。

Q4：審査の結果、新制度(太陽光・蓄電池)の補助が不交付となった場合でも、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの補助要件を満たしていれば、給湯機器部分だけは交付されるのか？

給湯機器部分も不交付となります。給湯機器補助はあくまでも「太陽光発電設備・蓄電池同時設置補助金」の追加補助項目であり、独立した補助金ではありません。主要部分である「太陽光・蓄電池同時設置」部分の申請に不備があって不交付となった場合、その付随部分である「給湯機器補助」も不交付となります。

Q5：福知山市・京都府・国の他の補助金との併用はできるか？

A：過去に福知山市の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金の交付を受けた部分は対象外です。

また、補助金申請を行う対象設備に係る他の国庫補助金(直接の申請先が国ではないが国費を財源とする補助金も含む)との併用はできません。

補助	新制度	新制度 + 給湯機器
家庭脱炭素化推進事業 (京都省エネ家電購入 キャンペーン)	○	○
脱炭素住宅(ZEH)推進事 業 (京都住宅脱炭素化推進 事業補助金)	×	×
スマート・エコハウス推 進融資	○	○
太陽光発電初期投資ゼロ 推進事業 (0円ソーラー事業)	種類が異なる 併用は無い	ため ×
太陽光発電設備等共同購 入事業 (みんなのおうちに太陽 光)	○	○
給湯省エネ2025事業 (国)	○ ^{*1}	×
子育てエコホーム支援事 業(国)	×	×

*1 給湯省エネ2025事業との併用について、新制度で太陽光・蓄電池を補助、給湯省エネ2025事業で給湯機を補助といった形でそれぞれ別の対象の設備に対して補助を受けるケースはあり得る

【申請方法】

Q6：申請方法にはどのようなものがあるか？ 郵送申請や電子メールでの申請は可能か？

福知山市役所本庁舎 4 階エネルギー・環境戦略課窓口にて申請書類を持参し、直接提出してください。
郵送申請や電子メールでの申請は受け付けておりません。

Q7：委任を受けた事業者が、本人の代わりに申請書類を提出してもよいか？

書類提出者に制限はありません。申請者本人から委任を受けたハウスメーカーの営業担当、施工業者の担当者等が本人の代わりに申請書類を提出しても構いません。

Q8：福知山市内の自らが居住する住宅に設備を導入する場合や、福知山市内の補助金対象設備付新築住宅を購入して自らが居住する場合において、施工事業者の制限はあるか？ 契約の相手方は福知山市内の事業者である必要があるか？

制限はありません。施工事業者の所在地(本店等)、業種及び規模等について、制限は設けておりません。福知山市外の事業者と契約して施工した場合でも補助金申請は可能です。

Q9：事前申請は可能か？ 「(1)書類は提出したが、審査の過程で不備が見つかり、その不備を申請書提出期限(令和9年1月15日(金))までに修正できなかった場合」や「(2)一部の書類が申請書提出期限(令和9年1月15日(金))に間に合わなかった場合」はどのような扱いになるか。

事前申請はできません。事後申請制であるため、**設備を設置し、全ての申請書類を不備なく具備した上で申請してください。**

(1)不備の有る書類を提出した場合や、(2)全ての書類が揃っていない場合は、当課としては「書類を受け取っただけの状態」であり、「申請を受理した状態」には至っておりません。**全ての申請書類が、不備なく提出された時点で初めて、申請が受理され、交付決定に向けた手続が開始されます。**また、「不備の有る書類を提出した者(書類が揃っていない場合を含む)」より後に「不備の無い書類を完備した者」が現れた場合、後者の申請が優先され、先に受理されます。**不備の有る書類を一時提出することによる順位保全効(補助金の枠を確保する効果)などは一切ありません。**

結論としては、「(1)書類は提出したが、審査の過程で不備が見つかり、その不備を申請書提出期限(令和9年1月8日(金))までに修正できなかった場合」や「(2)一部の書類が申請書提出期限(令和9年1月8日(金))に間に合わなかった場合」は、当該申請は受理されません。

なお、本制度は、原則、事業着手日が**令和8年5月26日**(京都府から福知山市への交付決定日)以降、かつ、事業完了日及び申請書提出日が**令和9年1月15日**(申請書提出期限)以前である必要があります。**令和8年5月26日**より前に設置済・事業着手済の事業は本制度の対象となりませんのでご注意ください。

Q10：事業着手時期に関する制限が異なるのはなぜか？

新制度は国・府・市の単年度事業です。「国から京都府への交付決定」及び「府から福知山市への交付決定」が為された日より前に、既に事業着手済みの設備や、既に設置済みの設備は補助対象外となります。この「府から福知山市への交付決定が為された日」が、今年度においては「令和8年5月26日」です。

また、単年度事業ですので、事業完了日及び申請書提出日が令和9年1月15日(申請書提出期限)以前である必要があります。年度をまたぐ事業は原則として補助対象外となります(例外について Q9 参照)。

なお、上記の「府から福知山市への交付決定」は年度ごとに行われます。新制度(令和9年度募集分)は、「令和9年度の(京都府から福知山市に対する)交付決定日以降」に事業着手した設備のみが原則対象となります。「令和8年度募集分の申請に漏れたので、令和9年度募集分に申請しよう」という処理はできませんのでご注意ください。

【新制度の要件】

Q11：「固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと」が要件になっているが、そもそも「FIT 制度」及び「FIP 制度」とは何か？

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。詳細は、以下の経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/

Q12：FIT 制度や FIP 制度を活用した売電をしてもよいか？

「してはいけない」という回答の場合、FIT・FIP 制度を利用しない売電もできないのか？

FIT・FIP 制度を活用した売電を行う場合、新制度は申請できません。ただし、FIT・FIP 制度を活用しない売電であれば可能です。詳細は「申請の手引き」「非 FIT 余剰電力買取の手引き」を御参照ください。

なお、「**自家消費率 30%以上**」という要件が要求されるため、**全量売電は補助対象外**となります。

Q13：太陽光、蓄電池、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの「同時設置」というが、どの程度短期間のうちに契約が締結される必要があるか？

契約日は、原則として同日であることが要求されます。

ただし、補助対象設備は**令和8年5月26日以後**に事業着手した設備に限りますので、ご注意ください。したがって、太陽光発電設備・蓄電池の事業着手が**令和8年5月26日以後**であったとしても、給湯機器の事業着手が**令和8年5月26日**より前であれば、**給湯機器補助部分を申請することはできません**。

**Q14：蓄電池及び給湯機器の補助対象経費の計算に算入される「工事費」には、どこまでが含まれるのか？
また、補助対象経費に消費税を含む税部分は含まれるか。**

HPに掲載している『申請の手引き[新制度・給湯機器補助]』又は『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表 1-4・対象経費）別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）』をご確認ください。また、補助対象経費は税抜きで計算します。税部分は補助対象経費となりません。

Q15：(1)遊休地に設置する野立ての太陽光発電設備、(2)建材一体型太陽光発電設備、(3)ソーラーカーポートを設置した場合なども対象となるか？

対象となりません。本補助金の対象は「(1)居住空間(住宅)の屋根の上」かつ「(2)需要場所(発電した電気を使用する場所)と同一の敷地内」に設置した太陽光発電設備に限ります。

例 1：遊休地に設置する野立ての太陽光パネルは、「(1)居住空間の屋根の上」に設置されるものではなく、「(2)需要場所と同一の敷地内」でもないため、対象外です。

例 2：建材一体型太陽光発電設備やソーラーカーポートは、「(1)居住空間の屋根の上」に設置されるものではないため、対象外です。

Q16：家庭用蓄電池(20kwh 未満)の価格について、令和 6 年度までは「14.1 万円/kwh 以下」という要件があったと記憶している。令和 7 年度からこの要件は無くなったのか？

蓄電池の価格に関する条件は、努力要件となりました。つまり、蓄電池の価格要件を充足できなくても、他の全ての補助要件を充足できていれば、当該設備は補助対象となります。

令和 6 年度以前は「14.1 万円/kwh 以下」という価格要件を充足しない家庭用蓄電池は一律補助対象外でした。令和 7 年度は「12.5 万円/kwh 以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること」という表現に国要領が緩和されています。

なお、「努めること」とありますので、複数の業者から参考見積を取得したり、販売事業者に対して「12.5 万円/kwh 以下(工事費込み・税抜き)」という条件を満たせる蓄電池が調達できるかを確認したりして、本要件を充たそうと努力したことを「誓約書兼チェックシート」において誓約していただきます。

【補助対象経費の計算方法】

Q17：請求書において「各補助設備単体の工事費」ではなく、「太陽光発電設備と蓄電池の両方の設置に係る工事費」として請求が行われている。このような場合、どのように補助対象経費を算出するのか？

以下の手順で計算します。簡易的な計算ツール(Excel)も用意しておりますので、適宜ご使用ください。

- ・太陽光発電設備と蓄電池の本体価格に応じて工事費を案分し、「各補助設備単体の工事費」を算出します。
- ・太陽光発電設備・蓄電池に加えて給湯機器の工事費も一括で請求されている場合も同様に考えます。

考え方：

- ①「工事対象設備の本体価格の合計額のうち、当該補助設備の占める割合」を算出する
- ②「一括請求された工事費のうち、当該補助設備設置工事の占める割合」は①と同値だとみなし、工事費を算出する

例1：(1)太陽光 200万円 (2)蓄電池 300万円 (3)工事費 50万円 (4)値引きなし (5)消費税 55万円

$$\text{計算式1：蓄電池の設置工事費} = 50 \text{万円} \times (300 \text{万円} \div 500 \text{万円}) = \underline{30 \text{万円}}$$

$$\text{計算式2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き)} = 300 \text{万} + 30 \text{万} = \underline{330 \text{万円 (結論)}}$$

考え方：工事対象設備の価格合計 500 万のうち 5 分の 3 が蓄電池
⇒工事費のうち 5 分の 3 が蓄電池分

例2：(1)太陽光 200万円 (2)蓄電池 300万円 (3)給湯機器 100万円

(4)工事費 60万円 (5)値引きなし (6)消費税 66万円

$$\text{計算式1：蓄電池の設置工事費} = 60 \text{万円} \times (300 \text{万円} \div 600 \text{万円}) = \underline{30 \text{万円}}$$

$$\text{計算式2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き)} = 300 \text{万} + 30 \text{万} = \underline{330 \text{万円 (結論)}}$$

考え方：工事対象設備の価格合計 600 万のうち 2 分の 1 が蓄電池
⇒工事費のうち 2 分の 1 が蓄電池分

Q18:請求書において、「各設備ごとの値引き」ではなく「全体に対する一括値引き」が行われている。このような場合、どのように各補助対象経費を算出するのか？

以下の手順で計算します。簡易的な計算ツール(Excel)も用意しておりますので、適宜ご使用ください。

- ①「値引き額」を「値引き前の総請求額」で除算して、「値引きによって本体価格・工事費が何割引きになるか」を算出
- ②「値引き前の補助対象経費(工事費込み・税抜き)」を①で算出した割合で割り引く

※以下では、蓄電池の補助対象経費(工事費込み・税抜き・値引き適用後)を計算してみます。

例 3 : (1)太陽光 200 万円 (2)蓄電池 300 万円 (3)工事費 50 万円 (4)値引き 110 万円 (5)消費税 44 万円

前提 1 : 蓄電池の設置工事費 = $50 \text{ 万円} \times (300 \text{ 万円} \div 500 \text{ 万円}) = 30 \text{ 万円}$

前提 2 : 蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用前) = $300 \text{ 万} + 30 \text{ 万} = 330 \text{ 万円}$

計算式 1 : 値引き率 = $110 \text{ 万} \div (200 \text{ 万} + 300 \text{ 万} + 50 \text{ 万}) = 0.2$

計算式 2 : 蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用後) = $330 \text{ 万} \times (1 - 0.2) = 264 \text{ 万円 (結論)}$

考え方 : 各本体価格・各工事費が 2 割引き(0.8 倍)になる

例 4 : (1)太陽光 200 万円 (2)蓄電池 300 万円 (3)給湯機器 100 万円

(4)工事費 60 万円 (5)値引き 330 万 (6)消費税 33 万円

前提 1 : 蓄電池の設置工事費 = $60 \text{ 万円} \times (300 \text{ 万円} \div 600 \text{ 万円}) = 30 \text{ 万円}$

前提 2 : 蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用前) = $300 \text{ 万} + 30 \text{ 万} = 330 \text{ 万円}$

計算式 1 : 値引き率 = $330 \text{ 万} \div (200 \text{ 万} + 300 \text{ 万} + 100 \text{ 万} + 60 \text{ 万}) = 0.5$

計算式 2 : 蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用後) = $330 \text{ 万} \times (1 - 0.5) = 165 \text{ 万円 (結論)}$

考え方 : 各本体価格・各工事費が 5 割引き(0.5 倍)になる

Q19:見積書や請求書において、「値引き」が特定の設備の費用に集中した結果、ある設備の導入費が書類上 0 円となっている(例:給湯機器の導入費が全額値引きされている)。このような場合でも、当該設備に係る補助金を申請できるか？

申請できません。補助金には「交付率」が定められています。例えば、国、都道府県及び市町村の定める要領・要綱の中で、「補助対象経費の 2 分の 1」「蓄電池価格の 3 分の 1」「給湯機器価格の 2 分の 1」といった文言により、「設備導入費用の ● 分の 1 までしか補助金を交付してはならない」という上限が設けられています。補助金対象設備の導入費が書類上 0 円の場合、補助金額算定の基礎となる補助対象経費が 0 円なので、当該補助金の交付額は 0 円、つまりは補助金不交付となります。

また、本補助金は太陽光発電設備・蓄電池(任意で給湯機器)の「同時設置費補助」です。したがって、太陽光発電設備・蓄電池の一方の導入費が書類上 0 円であれば、新制度の申請はできません。「蓄電池分の交付額が 0 円でも太陽光分だけは交付される」とはならず、全体として不交付となります。

対して、給湯機器の導入費が書類上 0 円の場合は、新制度(給湯機器補助なし)の申請は可能ですが、新制度(給湯機器補助あり)の申請はできません。

【申請書類】

Q20：提出書類『納税証明書』について、こういった種類の納税証明書を取得すればよいか？

納税証明書には以下の3種類がございます。以下のうち、(3)の提出を求めます。

税務証明書等交付申請書の④納税証明の項目のうち、「5 滞納がない証明」を取得してください。

- (1) 最新年度又はある年度の、全ての税目の納税状況が記されたもの
- (2) 最新年度又はある年度の、税目ごとの納税状況が記されたもの
- (3) 現在までの市税の課税に対し、滞納がないかどうかを証するもの

Q21：提出書類『納税証明書』について、「本市に転入して間がない場合は、転入前の市町村での税の滞納がない証明書」との記載があるが、福知山市に引っ越しして何か月以内であれば、転入前の市町村での税の滞納がない証明が必要というような取り決めはあるのか？

原則、前年度の1月1日時点で住民票があった市町村の「滞納がない証明書」をご用意ください。

Q22：『交付申請書』について、「申請額合計」の計算が複雑でわからない。

「申請の手引き」及び「申請書の記入例」を参照してください。補助金額算定ツール(excel)もホームページで配布しますので、適宜御利用ください。

Q23：『交付申請書』について、「住宅用蓄電設備」の型式名は、本体型式とパッケージ型式のどちらを記入すればよいか？

本体型式、パッケージ型式の両方が存在する場合は、両方を記載してください。また、添付書類として、型式を確認できる書類（蓄電池の本体写真や、蓄電池の仕様書やカタログの写し等）の提出が必要です。

Q24：提出資料14『(1)系統連系承諾書+発電量調整供給契約申込書 又は (2)電力受給契約確認書 のいずれか一方』について、太陽光発電設備で発電した電気は、非FIT・非FIPで売電するのではなく、全量自家消費する予定である。(1)と(2)のいずれの書類を提出すればよいか？

全量自家消費する場合、『(1)系統連系承諾書+発電量調整供給契約申込書』の2点セットを提出してください。